

江戸川区にお住まいで 市川市立図書館を利用する方へ

市外利用登録者説明用② 令和6年1月改訂

市川市立図書館は市川市民に対してサービスを提供するために設置されています。

- 公共図書館は、基本的に自治体固有の財源で設置され、その在住している人に対して図書館サービスを行うことを第一義としています。
- 江戸川区は、市川市と隣接していますが、東京都23区であり、千葉県とは行政区域が違います。
- 江戸川区は、都区財政調整制度により、特別区間の財政調整のための交付金があることから財政的にも安定しており、市川市より充実した図書館施設を備えています。例えば江戸川区全図書館の延床面積は約2万㎡であり、市川市の10,735㎡を大きく上回ります。また蔵書数も10万冊以上を上回っています。
- 市川市立図書館では、隣接自治体の方は予約・リクエストサービスは受けられません。また閲覧席等、施設利用にも制限があります。本来の図書館サービスを望む場合は、江戸川区の図書館をご利用ください。

以上の事より、江戸川区にお住まいで市川市立図書館のご利用を希望される方は、お手数ですが、本来の住民サービス元である江戸川区立図書館の利用券をご提示したうえで、市川市立図書館を利用するには、以下の利用制限があることを、あらかじめご理解ご了承ください。

(市民図書室や公民館図書室・ウィズ等でも同様です)



1. 図書・雑誌・カセットテープの貸出しは合わせて5点までとなります。
※図書館利用券は、ご本人（来館されている方）以外は使えません。
2. 視聴覚資料（CD・DVD等）の貸出しはできません。
3. 予約・リクエストサービス（購入依頼・取り寄せ）は受けられません。
※市川市立図書館の図書・雑誌は、居住地の図書館にリクエストすることにより取り寄せて借りることができます（相互協力）。
4. 閲覧席の利用については、混雑時は市川市内に在住・在勤・在学されている図書館利用券をお持ちの方を優先させていただきます。
5. 閲覧席でのインターネット接続サービスのご利用はできません。

上記は、市民図書室や公民館図書室・ウィズ等でも同様です。